

平成 26 年 8 月 19 日
戦 略 会 議 資 料
こども青少年局

公募による認可保育所の整備方法の変更について

【現行】

- ・該当区の保育を必要とする児童数を踏まえ、区長と協議のうえ、各区の整備計画を策定
- ・各区の整備計画に基づき、地域ごとに募集定員を決定し、認可保育所運営事業者を公募・認可
- ・整備に際しては、整備補助金を交付



【今後】

- ・事業者から募集定員を超える提案や整備計画を超える提案であっても、市の整備補助金を財源とせず全額自己負担で整備する場合には、原則として事業者の提案どおりに認可
- ・募集時期を 2 段階とし、従前の公募に加えて、事業者の自主財源による整備を新たに公募
(平成 26 年度から実施)

【具体的な整備方法】

第 1 段階

- ・各区の整備計画に基づき、地域ごとに認可保育所運営事業者を公募
- ・整備に際しては、整備補助金を交付
- ・募集定員を超える提案や整備計画を超える提案であっても、自己負担で整備する場合は認可

第 2 段階

- ・第 1 段階の選定終了後、自己負担で整備する事業者に限り、地域を限定せず全市を対象として公募
- ・整備計画を超える提案であっても、原則として事業者の提案どおりに認可

※第 1 段階、第 2 段階共に事業者の選定にあたっては、認可保育所としての質を確保するため、事業者の適格性を含め、外部有識者による選定会議で審査を実施。

公募による認可保育所の認可定員等の考え方（案）

1 整備計画の策定（平成26年度予算から従来の考え方を変更）

- 子ども・子育て支援新制度を見据え、保育を必要とする世帯へ保育が提供できるよう、保育ニーズのピークを平成29年度末として、要保育児童数を見込む。
- 厚生労働省定義の待機児童数ではなく、入所保留児童数の解消を図るために、平成30年4月までに、潜在的なニーズも想定して、保育を必要とする児童の入所枠を確保する。
- 具体的には、各年度、保育を必要とする児童数（入所保留児童数から転所希望者数、一時保育及び保育ママ利用者数を除外した数）に、就学前児童数の見込みやマンション建設による子育て家庭の流入も予測し、該当区の保育ニーズや区間の利用状況をふまえ、区長と協議のうえ、各区の整備計画を策定する。
- 各区の整備計画に基づき、地域ごとに募集定員を決定する。

2 事業者からの提案（認可定員、開設時間など）についての今後の考え方

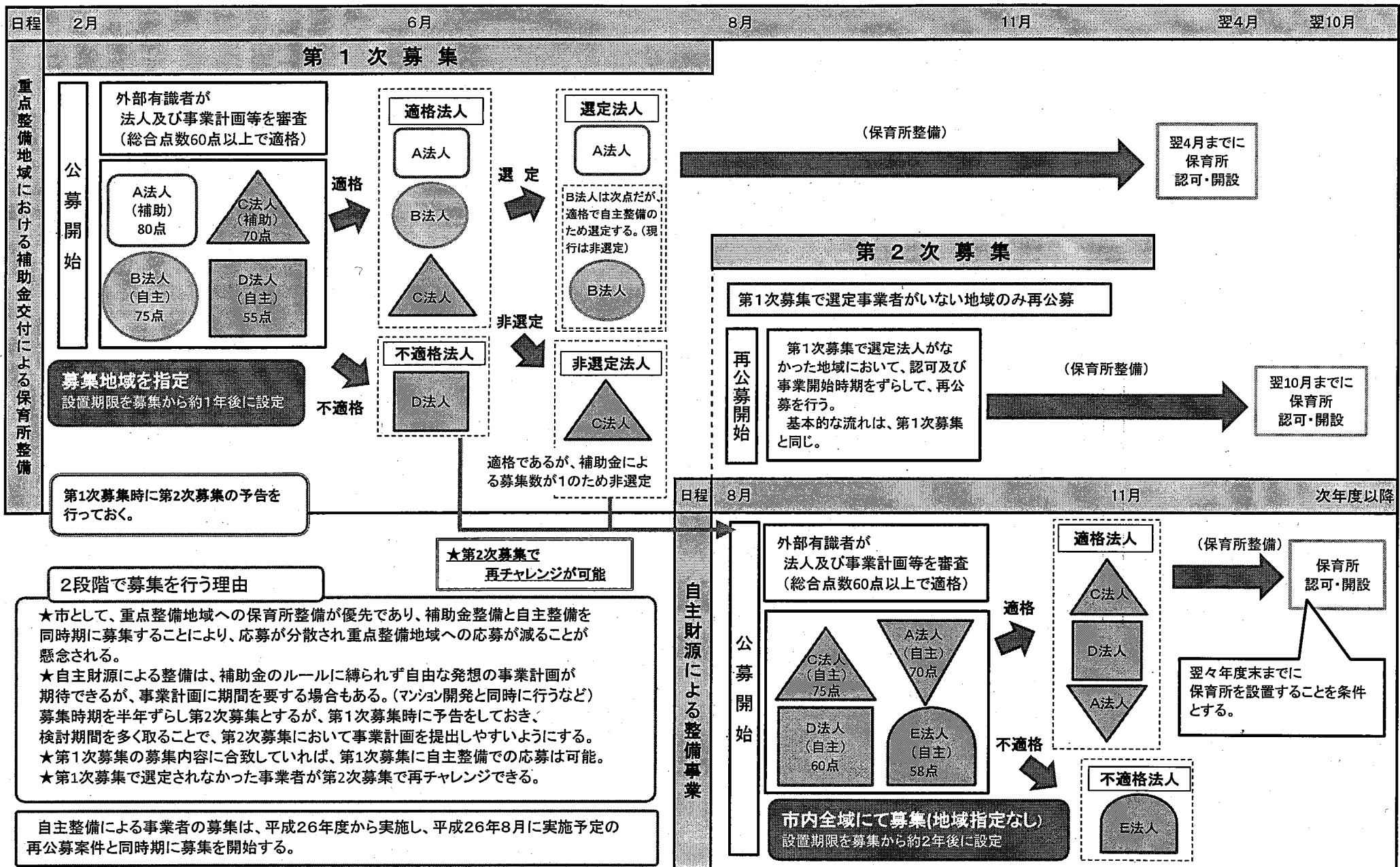
- 入所申込の窓口であり、地域の保育需要を最もよく知る各区の意向を反映させた整備計画を策定することは、今後とも必要である。
- 予算の適正配分は行政の役割であることから、行政が必要と判断する地域での保育所整備を促進するため、整備計画に基づき、予算の範囲内で整備補助金を交付する。
- 事業者から募集定員を超える提案や整備計画を超える提案があっても、事業者が自己負担で整備する場合には、原則として事業者の提案どおり認可する。
- 事業者の選定にあたっては、市民サービス向上の観点を考慮するとともに、認可保育所としての質を確保するため、事業者の適格性を含め、外部有識者による選定会議で審査を行う。その際、良好な保育環境を確保する観点から、事業者の提案に対して助言・指導を行い、修正を加えることがある。

3 具体的な募集方法

- 募集時期を2段階とし、第1段階については、現行どおり、各区の整備計画に基づき、地域ごとに募集する。
- 第2段階については、第1段階の選定作業が終了後、地域を限定せず全市を対象として、設置主体を問わず、市の整備補助を伴わないものののみ募集することとし、当該区における平成29年度末の要保育児童数の見込みを上回る提案であっても、事業者の判断を尊重し、認可保育所としての質を確保する観点からの審査を行った上で、認可するものとする。

○補助金整備と自主整備の2段階募集の流れ(イメージ)

資料2



認可保育所公募にかかる株式会社の選定実施状況

株式会社

		25年度	26年度	合計
選定会議を実施した法人数		18 (11)	13 (6)	31 (17)
内 訳	自己所有物件整備分 (補助金対象外)	4 (3)	0 (0)	4 (3)
	賃貸物件整備分	14 (8)	13 (6)	27 (14)

注:表中の()書きは、選定された法人数

【参考】

社会福祉法人

		25年度	26年度	合計
選定会議を実施した法人数		14 (8)	14 (5)	28 (13)
内 訳	自己所有物件整備分	14 (8)	13 (4)	27 (12)
	賃貸物件整備分	0	1 (1)	1 (1)

注:表中の()書きは、選定された法人数

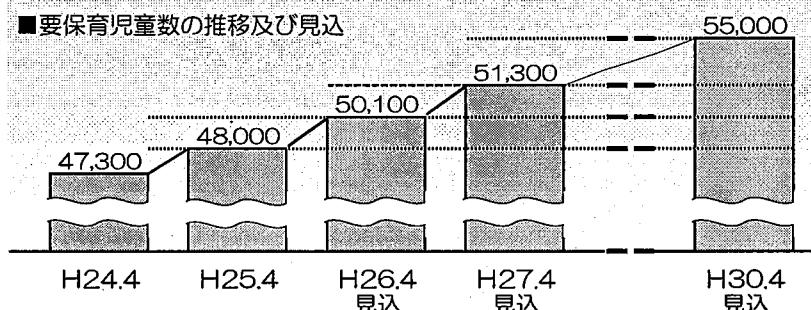
子ども青少年局

■ 平成26年度予算 待機児童対策について

【現状(24区計)】

	待機児童数	入所児童数
H22年4月	205人	42,630人
H23年4月	396人	43,625人
H24年4月	664人	44,669人
H25年4月	287人	45,497人

待機児童数（厚生労働省定義）は、入所申込数のうち0.5～2%台を推移しているが、過去2年間は2,500人以上が入所できていない状況にある。



※要保育児童数は、入所申込者のうち転所希望及び保育ママ、一時保育の利用者を除く

子ども・子育て支援制度を見据えて、保育を必要とする世帯へ保育の提供を行えるよう、平成30年4月に必要と見込まれる保育ニーズに対して4年間で整備していく。

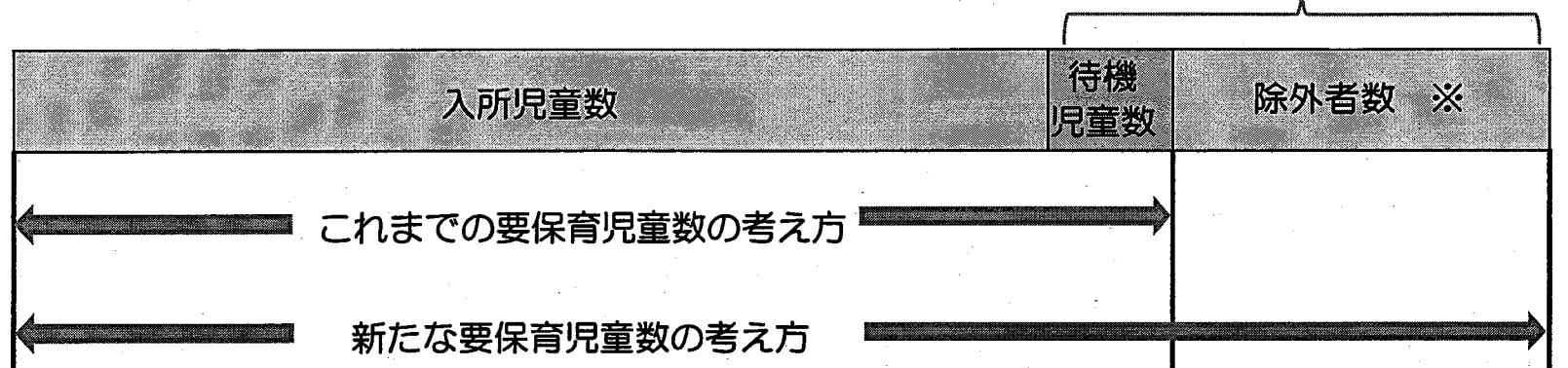
なお、子ども・子育て支援計画を策定後に再度、見直しを行うこととする。

待機児童対策変更のポイント

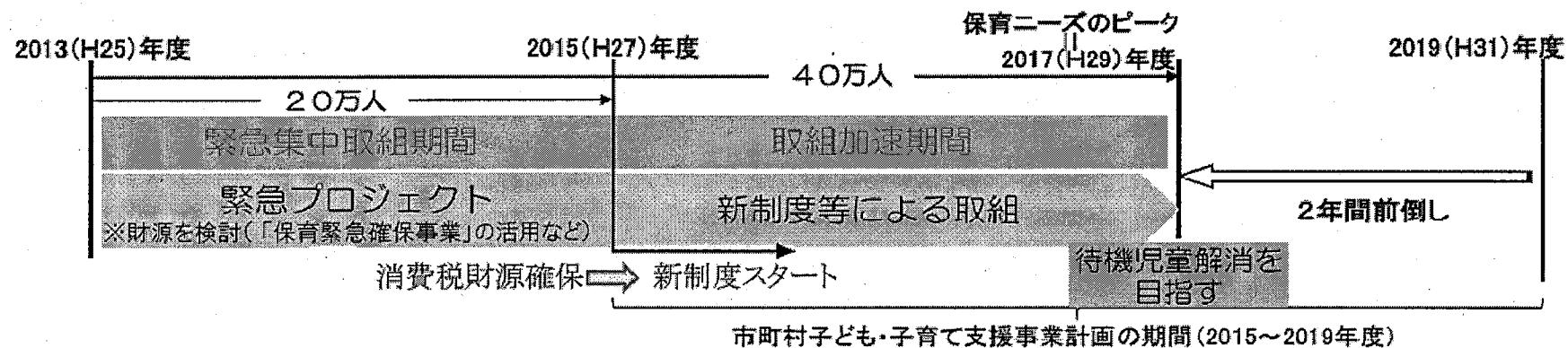
	これまでの考え方	新たな考え方
要保育児童数・目標達成時期	<p>【要保育児童数】入所児童数+待機児童数</p> <p>【達成時期】整備翌年度4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 課題 <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童も含めた入所保留児童(転所希望、一時保育等除く)が2,500人以上に達している ・27年度からの新制度における市町村事業計画では潜在的な利用希望を含めることとされている ・「待機児童解消加速化プラン」においても、29年度末にピークに到達する潜在的なニーズ量を想定 ・単年度では整備が難しい整備量となるため複数年度にまたがった整備計画が必要 </div>	<p>【要保育児童数】入所児童数+入所保留児童数</p> <p>【達成時期】整備翌年度4月1日及び平成30年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで目標としてきた厚生労働省定義の毎年度4月1日の待機児童解消に加え、新制度及び加速化プランの考えに合わせて、30年4月には入所保留児童(転所希望、一時保育等除く)を含めた入所申込児童が入所可能となる入所枠を確保 ・ピークとなる29年度末までの4年間の計画的整備により実現可能な整備量とする </div>
既存入所枠(発射台)	<p>0~2才 認可定員 3~5才 入所児童数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 課題 <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設のさらなる有効活用 ・各施設の入所可能数の実情把握 </div>	<p>区調査の最大入所可能数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・定員を超えて入所する弾力運用や面積基準緩和を活用して、各施設で面積・設備、職員配置等を踏まえて最大限入所可能な受入れ数を区が施設ごとに調査 </div>

○要保育児童の考え方

参考3



○達成時期



○既存入所枠（発射台）

